

# 亀山市ふれあい農園 利用者の心得

## 1 市民農園（ふれあい農園）とは

市が一定の期間、決められた区画を市民に貸付け、野菜づくり等を楽しんでいただく施設です。当該施設は、市民の健康増進をはじめ、食や農業への理解向上、農業を通じた交流促進を目的としています。

市民農園（ふれあい農園）に関する基本事項は次のとおりです。

### 【基本事項】

1. 使用許可期間 2年間（使用開始年度の翌年度の3月31日まで）
  2. 使用料 年額**9,900円**／区画（毎年、翌年度分を前納していただきます。）
  3. 区画数 50区画（30㎡／区画・1使用者につき1区画まで）
  4. 使用者 市内に住所を有する者（世帯又は団体で使えます。）
  5. 栽培従事時間 日の出から日没まで
- ※使用許可期間終了後は、改めて今回と同様の使用手続きが必要です。（自動更新は不可）  
使用申込者多数の場合は、抽選となります。
- なお、引き続き使用者となられた場合に限り、従前の区画を使用することができます。

## 2 遵守していただきたい事項

1. 使用許可区画以外の区画を使用しないこと。
2. 目的外利用しないこと。
3. 使用する権利を譲渡又は転貸しないこと。  
※ただし、使用者の死亡・転出時は、使用者と同一世帯の者が届出により、使用を承継することができます。
4. 建物や工作物を設置しないこと。
5. 施設や設備を汚損・損傷しないこと。
6. 栽培する農作物は、高さが概ね2m以内の露地栽培の作物で、かつ、使用許可期間内に栽培が終了するものに限ること。
7. 栽培管理を怠らないとともに、周辺環境にも配慮して美化に努めること。  
※栽培作物や農機具の紛失又は盗難をはじめ、農薬、病害虫等による隣接区画とのトラブルについては、当事者間で対処していただきます。
8. 農園の利用を取りやめる場合は、市民農園使用取りやめ届を提出するとともに、利用区画を原状に回復し、返還してください。  
※「原状に回復し」とは、農作物、雑草、耕具類などのない状態にすること指します。  
※原状回復が不十分な場合、やり直しをお願いすることがあります。
9. 利用者が行う農作物の栽培が営利を目的としないものであること。  
※販売自体を禁止するものではなく、利用者が栽培した農作物のうち、自家消費を超える分については販売可能ですが、販売する場合には、農薬の適正使用や履歴管理、JAS法に基づく表示をする必要があるなど遵守すべき法令などに留意する必要があります。  
当農園では隣接者と区画が密接するため農薬の適正使用などに十分配慮が必要なことから販売行為はおすすめしていません。

## 3 その他利用上の留意事項等

## 1. ふれあい農園の区域について

(本農園は、ロープ柵を境界として、公道又は民地に隣接しています。)

- ① 公道又は民地へゴミ等を投棄しないこと。
- ② 民地内に立ち入らないこと。

## 2. 進入口・駐車場について

- ① 自動車利用者は、必ず農園東側の進入口から進入し、農園駐車場に駐車すること。
- ② 公道又は民地内へは、絶対駐車しないこと。
- ③ 駐車場は台数に限りがあるため、時期や曜日等により混雑が予想されるときは、お近くの方は、極力自動車以外で来園下さい。
- ④ 進入口は、歩道と隣接していますので、必ず歩行者の安全を確認して下さい。

## 3. 農園内施設の利用について

### ① 区 画

- (1) 区画毎の境界は、各区画の4隅に設置してある境界杭（赤いプラスチック杭）間を結んだラインとします。（境界杭は、勝手に動かさないで下さい。）
- (2) 畑と畑が隣接する箇所は、既に溝が切っておりますので、その幅（鍬幅）を確保して下さい。
- (3) 境界部分は、作物の成長時の大きさを考えて作付して下さい。（カボチャ・スイカ等）
- (4) 無農薬栽培の利用者にも配慮し、特に境界部分での農薬散布には気を付けて下さい。

### ② 水道施設

- (1) 栽培管理用のみに利用できる水道施設が2箇所あります。
- (2) 水道施設の利用の際は、節水に心掛けて下さい。
- (3) 水道施設の水は、農園使用者以外は利用できません。

### ③ （残菜・草廃棄施設）

- (1) 残菜や草を廃棄できる施設が4箇所あります。  
※過去には、堆肥の生産を試みましたが、堆肥生産過程で細菌等が混入する恐れがあることから、堆肥施設としては使用していません。
- (2) 残菜・草廃棄施設は、3つの枠で区切られていますが、どこを使用していただいても結構です。
- (3) 残菜・草廃棄施設へ残菜・草を廃棄する場合は、土を必ず取り除いてください。  
※土等が混入していると廃棄施設で廃棄できない恐れがあります。
- (4) 市民農園で出た残菜・草以外のごみ等は絶対に投入しないで下さい。

### ④伝言板

駐車場内に設置の案内板に伝言板があります。市と利用者との連絡に利用するとともに、農園利用者間の連絡、交流等に活用して下さい。

## 4. インストラクターの活用について

インストラクターが月1回程度（基本毎月第3土曜日午前）農園を巡回指導していますので、栽培方法などを相談することができます。

## 5. その他

- ① 施設管理上、農機具格納庫はありませんので、農具等は各自で管理して下さい。
- ② 施設管理上、トイレはありませんので、お出かけの際には用便をお済まし下さい。
- ③ 市民農園で出た残菜・草以外のごみ等は、必ず持ち帰って下さい。
- ④ ごみや草などを絶対に野焼きしないで下さい。